

『介護予防・日常生活支援総合事業』が始まりました!

介護保険制度の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が4月より始まりました。高齢になっても、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるように、介護予防に取り組みましょう。

総合事業には、要支援認定者と基本チェックリスト判定者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方であればどなたでも利用できる「一般介護予防事業」があります。

現在、要支援1・2の認定者が受けている予防給付の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、総合事業に移行し、「訪問型サービス」と「通所型サービス」になります。

また、65歳以上の方が基準型通所介護(デイサービス)、または基準型訪問介護(ヘルパー)のみを利用する場合、要介護(支援)認定を受けていなくても基本チェックリストの結果で該当する基準を満たせば、総合事業の対象となり、サービスの利用が可能です。



介護予防・生活支援サービス事業

介護予防ケアマネジメントに基づき、次のサービスが利用できます。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

※「要支援1・2」の方は、介護保険の介護予防サービスと総合事業の両方のサービスが利用できます。

一般介護予防事業

65歳以上の方であれば、どなたでも次のサービスが利用できます。

- ふれあいサロン事業
- ホールの湯
- 介護予防事業



問合せ 城里町地域包括支援センター(長寿応援課内) ☎029-288-3111 (内線152)

農業集落排水使用料の決定方法について

上入野地区、常北青山地区(上青山、下青山、春園、小坂、勝見沢、石塚の一部)及び古内地区の農業集落排水使用料は、5月1日現在の世帯員数で計算されます。

◇ 一般家庭用農業集落排水使用料の算定方法

1か月の使用料(税込)

基本料金	人員割(1人につき)
1,620円	540円

人員	計算方法	使用料
1人	1,620円+(540円×1人)	2,160円
2人	1,620円+(540円×2人)	2,700円
3人	1,620円+(540円×3人)	3,240円
4人	1,620円+(540円×4人)	3,780円
5人	1,620円+(540円×5人)	4,320円
6人	1,620円+(540円×6人)	4,860円

注:届出は毎年必要です!

居住実態を把握するため、毎年5月1日現在の世帯員数を確認する必要があります。通知書に記載された人数が居住実態と異なる場合、毎年その旨を届け出てください。

<人員の確認方法>

家庭用使用料の基準となる人員は、毎年5月1日の住民基本台帳に基づき決定し、5月上旬に決定通知を送付します。

- Q 決定通知の世帯員数と実際の居住実態が違う場合にはどうすればいいですか?
- A 住民基本台帳と実際の居住実態に相違が生じている場合は、下水道課へご連絡ください。
- Q 基準日以降に転出・死亡・転入・出生等により世帯員数の変更があった場合はどうすればいいですか?
- A 使用者変更届(人員変更届)を下水道課へ提出してください。

◇ 事業所における農業集落排水使用料の算定方法

事業所の使用人員は申告により町長が決定します。なお、基準日は一般家庭用と同一になります。

問合せ 下水道課 ☎029-288-7377